

平成 3 1 年 4 月における組織・機構の見直しについて

1. 部関係

(1) 防災安全部の新設

危機管理、災害対応体制を強化するため、総務部から防災担当部署を独立させ、防災安全部とするとともに、防災安全課に原子力防災室を新設します。

2. 課関係

(1) 情報政策課の新設及び広報情報課の課名変更

技術革新の流れに対応し、A I（人工知能）、R P A（業務自動化）など新技術の利活用を含め全庁的な情報政策を推進するため、情報管理センターを課に昇格させ、情報政策課とします。

これに伴い、広報情報課の地域情報関係の業務を情報政策課に移管することとし、広報情報課については、広報課に名称変更します。

(2) 都市計画課とまちづくり推進課の統合

まちづくり推進課が行ってきた旧まちづくり交付金関連事業が概ね完了したことから、同課を都市計画課に統合し、都市計画課に街路整備室を新設します。

3. 室関係

(1) 空き家対策室の新設

近年増加する空き家について、危険空き家対策や利活用など一元的に対応するため、建築住宅課に空き家対策室を新設します。

(2) 子ども家庭相談室の新設

虐待等の困難を抱える児童、発達支援が必要な児童やその家庭のための総合支援拠点として、子ども政策課に子ども家庭相談室を新設します。

(3) 原子力防災室の新設（再掲）

(4) 街路整備室の新設（再掲）

4. 行政センター関係

(1) 支所から行政センターに移行（平成30年度12月議会：関係条例可決）

(2) 課名の変更

平田及び斐川行政センターの市民福祉課を市民サービス課に名称変更します。
 （地域振興課については、変更なし）

(3) 斐川農業事務所の新設及び斐川支所産業建設課の廃止

斐川行政センターに、本庁農業振興課の内室として、斐川農業事務所を新設します。これに伴い、現斐川支所の産業建設課は廃止します。

(4) 斐川支所地域振興課空港対策室の所管替え

現在、斐川支所地域振興課の内室である空港対策室について、本庁交通政策課の内室とします。

(5) 土木関連業務における駐在体制

日常的な道路等の維持業務を行うため、平田、佐田及び斐川行政センターに、本庁担当課の職員を駐在配置します。なお、多伎及び湖陵地域の土木関連業務は佐田行政センターの駐在職員が、大社地域の土木関連業務は本庁職員が担います。

※参考：下水道事業の公営企業化に伴う組織見直し（平成30年度12月議会：関係条例可決）

(1) 水道営業課を経営企画課と営業総務課に再編

(2) 平田上下水道事務所と斐川下水道事務所を東部上下水道事務所に再編

(3) 河南上下水道事務所の名称を西部上下水道事務所に変更

※組織数の増減

		平成30年4月			平成31年4月			増減		
		部(局)	課	室	部(局)	課	室	部(局)	課	室
市長	本庁	9	45	12	10	45	17	1	0	5
	支所(センター)	0	9	1	0	8	0	0	▲1	▲1
上下水道局		1	7	1	1	7	1	0	0	0
計		10	61	14	11	60	18	1	▲1	4

(注) 出納室、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、教育委員会教育部、総合医療センター、消防本部・署は含んでいません。